

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年5月19日	不動産番号	4134000304282
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	仙北市角館町小館			平成17年9月20日行政区画変更 平成17年10月7日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
17番1	宅地	788	17	③錯誤 〔平成29年8月10日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和41年3月9日 第1868号	原因 昭和41年3月7日売買 所有者 秋田県 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年5月19日

これは登記記録に記録されている現に効力を有する事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成29年8月17日
秋田地方務局大曲支局

登記官

高橋勝由



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年5月19日	不動産番号	4134000304283
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	仙北市角館町小館			平成17年9月20日行政区画変更 平成17年10月7日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
17番2	宅地	186	00	③錯誤 〔平成29年8月10日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和41年3月9日 第1868号	原因 昭和41年3月7日売買 所有者 秋田県 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年5月19日

これは登記記録に記録されている現に効力を有する事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成29年8月17日
秋田地方務局大曲支局

登記官

高橋勝由



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。